

地域安全まちづくり審議会「第1回企画部会」議事録

1 日時

平成18年6月20日（火）10:00～12:10

2 場所

ひょうご女性交流館501会議室

3 出席者

委員

池田委員（代理：森県経営者協会常務理事）、岡委員（代理：伊窪神戸市立名倉小学校校長）、齋藤委員、瀬渡委員、高田委員、山下委員

県側

木村地域協働局長、藤原地域安全課長、武井住宅計画課長ほか幹事課室等

4 内容

(1) 地域安全まちづくり条例に基づく「指針」について

（事務局から、資料1に基づき、地域安全まちづくり条例と指針との関係を説明）

(2) 「指針骨子案」について

（事務局から、資料2に基づき、指針骨子案について説明）

(3) 主な意見

（部会長）

- ・ 今日の段階は、指針の大きな柱立て・骨子の段階であり、まだ細かなところはよく見えないという状況ではあるが、この段階で追加すべき項目、あるいは排除すべき点等について、ご指摘やご意見をいただきたい。

（A委員）

- ・ 学校の施設・設備の点検整備について、今までは「開かれた学校」という形であったのに、今回、不審者対策という形でフェンスを設置するようになった。神戸市内の小学校では、以前、何校かフェンスのない学校があったが、今は既にフェンスを設置している。また、フェンスの高さも180センチに満たない学校は全部取り換ええ、今では、全ての小学校でフェンスの高さが180センチに改修されていると思う。
- ・ もう一つの不審者対策であるオートロック、ビデオカメラの整備は、神戸市内169の小学校すべてで完了した。子どもたちが遊んでいる運動場でもいろいろなことが起きるので、子どもの怪我とか事故防止に対する安全対策等にもビデオカメラは有効であると思っている。
- ・ 現在、学校で一番困っているのは、オートロックになって、門が施錠され、来校者がインターホンを押した場合にだれか職員が対応しなければならないこ

とである。中学校の場合は教科担任制であり問題はないが、小学校の場合は、全ての教諭が担任をもっていることから、全員が教室に上がり、職員室にいるのは教頭と事務職員のみで非常に忙しい状態である。

- ・ 子どもの保護者、特に母親たちが子どもの忘れ物を届ける時でも、学校によってはばら下がり名札をつけて来なかったら中に入れれないという学校も出ており、どういう形が一番いいのかわからない状況にある。小学校の子どもは、忘れ物も多く、これらへの対応も必要である。

現状では、いわゆるオートロック、門扉等によって、外からの侵入に対しては、しっかりと守られていると思う。

- ・ 子どもの保護者及び地縁団体等による安全ボランティア等への参加とか、巡回への協力という中で、それぞれの学校で「子ども見守り隊」という形でボランティアを募集し、体制をつくっているところであるが、一つ浮かび上がっている問題は、ボランティア保険に入ってもらわないと活動がしにくいことである。

ボランティア保険は、役所でまとめて面倒をみるという動きも出てきており、学校としては、まわりからキッチリと安全対策を打ち出してもらってありがたいと思っている。ただ、今の時代の中で、継続していけるかどうか、ここが大きな課題と思っている。

(部会長)

- ・ 現段階では、それなりの対応が既にとられているとしても、ご指摘があったように、長い目で見て今の状況をずっと続けていけるかどうかという別の問題が残る。

(B委員)

- ・ 学校建築のことについては、先程の発言のように、いわば緊急避難的な措置として、確かに各地で動いている。

やはり「開かれた学校」のポリシーというのは、基本的には推進するべきである。建築技術というのは、防犯に対して一見対立する。例えば、住宅の場合では、コミュニティの問題とかプライバシーの問題である。しかし二者択一ではない。要するに設計計画の解というのは幾らでも、いろんな解があるわけで、しかもそれは、ケース・バイ・ケースというか、それぞれの場所、一般解があるわけではなく、その建物そのものが持っている固有の条件の中で決まっていく。とにかく、これを取るとあれが取れないという二者択一で「開かれた学校」の防犯の要件を満たそうとするとやりにくくなる。

- ・ 計画上の工夫は、いろいろな工夫があり得るわけで、結局、目標の設定の仕方が仕様によって対立しないようにしなければならない。要するに、防犯の性能を高めることは大事だと思うが、それによって、これまで頑張ってきたことができなくなったり、まずくなったりということがない工夫をした指針であるということを行った方がいいと思う。
- ・ 設計者とか計画を担当している人の努力すべき事柄ではないかと思う。防犯性能を高めることだけを満たすことはそんなに難しい話ではなく、先ほどの

フェンスを張ったり高くしたりは技術的にはできることであるが、それによって「開かれた学校」の趣旨が後退するのであれば、計画としては水準を満たしたものは言えない。

- ・ 防犯性を高めつつ、「開かれた学校」の趣旨がより推進されるような計画をやってこそ設計者、計画者として価値があり、それを推奨するような、あるいはそういうことを考えてみようと思えるようなアクションがこういった行政が指導する取組の中から出てくると、それは非常に社会的に意義があるものと思う。

(部会長)

- ・ むしろ、あまりこういうことをしろ、ああいうことをしろというような内容ではなく、設計あるいは構造上、防犯について十分に配慮がされるよう考え、工夫を促すような指針にすることが必要と思う。

(B委員)

- ・ そのこと自体は別に間違った話ではなく結構だと思う。

(部会長)

- ・ 単純にフェンスを張る、オートロックにすることは、単に予算の話にすぎず、緊急避難はともかくとして、それでは芸がなく、また、どういう内容にしていけばいいかというところも難しい。

(C委員)

- ・ 「開かれた学校」とは、どういう内容を持っているかが大事であると思う。池田小学校の事件が起こる数年前までは、学校建築も物理的に開かれたもので、塀のない学校とか、垣根のない学校という形で随分オープンな建築として造られてきていた。保護者が買い物ついでに学校の中を通り、子どもたちが勉強している様子を見ながら通過していくとか、誰もが学校に立ち寄れるという形で、もっと学校を開いていこうと進んできたと思う。
- ・ これまで学校には、保護者や業者などいろいろな人が自由に来ていたが、学校関係者は、全く気にもとめていなかった。業者であるのか、保護者であるのか区別もつかないし、外から来ている人だろうということで、ほとんど気にもとめなくてもいい安全な状況が続いてきた。ところが、いろんな事件が起きてからは、少なくとも外から来た人が判別できなければならないというように、防犯意識が高まってきている。
- ・ 現状では、学校の人的な体制が十分ではない。そういう中でもキッチリと囲って、どういう人に入ってきてもらうかを制限しなければならない状況が多くの学校で続いていると思う。
- ・ 今の状態では、オートロック等の設備に頼らざるを得ないような状況があると思う。しかし、それを物理的に閉じると、「開かれた学校」と相反するかもしれないが、本来「開かれた」というのは、物理的にオープンにするということではなく、学校で行われている教育、あるいは学校での子どもの環境等につ

いての情報を地域の人とか保護者にオープンにしていくのも「開かれた」ということだと思うので、「開かれた」ということの意味について、よく議論する必要があると思う。

- ・ これまで学校を見学した範囲では、設備面である程度閉じざるを得ないと思う。しかし、ハード面だけでは限界があり、スクールガードなどのボランティアを一定雇用するなど、できるだけマンパワーというか、人が守っていく部分をもう少し増やせればと感じている。
- ・ ある学校では、子どもが自由に運動場で遊んでいる時間とか、登下校時に見守っている方がおられる。学校の先生は、教育に専念されて忙しく、本当に子どもを見守られる時間もあるのかと思う。

例えば、地域の人ボランティアで入るとか、ソフト面でカバーしていくための予算をもう少し充実させていく必要があると思うが、余りにも閉じられた環境になり過ぎて、外から見ても学校の中で何が行われているのか分からないことにならないようにすべきであると思っている。

(D委員)

- ・ 全般的に、もう既に取り組んでいる事柄ばかりという感じを受けた。長年産業界で育った人間からすると、指針そのものが義務を負わせ、または規制を課する性格のものではないとすると、それだけ割り切ったもので、果たして産業界がどこまで協力するのかと思う。

(部会長)

- ・ 少し気になるのは、既に具体的方策としてほぼ完了しているという状況があるとすれば、それを指針として繰り返すことにどういう意味があるのかという点である。
- ・ 二つ目は、指針として、こういう項目は必要ではあるが、単にそういうことを重視すればいいという形で受け取られると、少し違うのではないかということである。
- ・ さらに、ハード面とソフト面のいわばベストミックスというのをどうつくるかを考える必要があるのではないか。いわば一般解と、それぞれに合わせた対応ということになってくるのであり、指針として項目を挙げることも大事ではあるが、いろいろな取組例としての情報提供も合わせて示すことにより、その中から参考となる部分を活用してもらうことも必要ではないかということである。指針だけでうまく処理ができるのかというところが気になった。

(事務局)

- ・ 学校のフェンス、施錠等について、昨年末頃に神戸市教育委員会に問い合わせたところ、神戸市内の小学校は、フェンスとか門扉の施錠が進んでいるところはかなりあった。ただ、それで100%ではなく、設備を一度つくと半永久的に残り、その設備の運用が大きな問題である。
- ・ 指針は、一度つくったらそれでいいというものではなく、それを常に見直していく。また、単に見直すだけでなく、この指針をどう活かしていくかが一番

大きな問題だと思っている。

(事務局)

- ・ 既にやっているから指針に入れなくてもいいという状況にはないと思う。
- ・ 開かれた学校と物理的に相反するところがある。例えば、地域の方々のボランティアとか、学校のガイドライン等をつくる中で、地域の実態はそれぞれ違うので、ガイドラインに沿って学校をどういう形で、どう考えていくのかが大事なことで、ソフト面も含めて学校や地域の方々なりで考えていただきたいと思っている。
- ・ 今回の指針についても、学校がやるべきこと、保護者がすべきこと、地域の方々といろいろ考えていくべきことを分りやすいようにそれぞれの項目に分けてつくっていきたい。内容的にはかなり重なり、同じような内容があちこちに出てくることもあると思っている。

(部会長)

- ・ 既にやっているからもう指針は要らないという話には必ずしもならない。しかし、余り指針で枝葉を書き過ぎるとそれだけの対応になってしまう。学校が置かれた状況、地域の状況も違うので、それを手がかりに自分のところでベストなものとしてどう考えていくか、そのためのいわばきっかけとして活用してもらうにはどうするのが良いのか、指針の書き方も少し工夫が必要だと思う。
- ・ 指針の各項目において、関係者の取組がバラバラであることについては、それぞれというのも大事ではあるが、それをどう組み合わせていくかという視点も入れる必要がある。

(B委員)

- ・ 先ほどC委員が発言されたように、学校の中に誰でも何処にでも行けるという状況があるのは非常によくない。それをコントロールするため、入り口で全部排除してしまうような選択が取られてしまうことになる。あるいは、それを設備によってコントロールしようという考え方が非常に強く出てきている。そのこと自体は、先ほど言ったように緊急避難的な観点から見るとやむを得ないと思われ、今の状況としては理解できるが、設備への過剰な依存は好ましくないとされている。
- ・ 一つは、人の力をどれだけ最大限に使っているかということ、もう一つは、空間の力と言うか、見慣れない人がいてもいい場所と、見慣れない人がいるとおかしい場所が空間としてキチッと区別されていることが必要である。
- ・ 空間のつくられ方がそうならいけば、監視性の問題として、セキュリティーのための札をつければいいのであって、物理的に乗り越えられるかどうかということよりも、そういう空間によって、入りやすかったり入りにくかったりするものが基本である。

その上で、それを補完する機能として、物理的な装置とか設備があるということでないといけない。そういう意味の領域性は、学校に限らず、都市空間全般に言えることで、キチッとできていないのは、今の都市空間とかあるいは

施設の弱さにつながっている。

問題があるからといって、設備によって何とかカバーしようとする考えを一般化することは、都市とか地域とか、あるいは施設が本来持っている力を失わせる方向に行くと思う。

そのような観点から、本来あるべき方向に誘導していくような指針のつくり方を考える必要がある。特に空間の問題は、非常に大事だと思っている。

(部会長)

- ・ 空間の問題では、例えば、学校の中でも人が外から入りやすいところと立ち入りにくいところを、学校という空間の中でもうまくつくっておくということか。

(B委員)

- ・ そのとおりである。

(A委員)

- ・ 学校の中に地域福祉センターが立地し、子どもと地域の方の出入口は一緒になっている。このことについて、学校では、大きな議論があった。

今まで地域の方は、自分達が通ることによって、学校の安全が守られていたと自負しており、地域の子どもたちも大体知っている。知っている人たちが通ることによって、学校は、安全で安心できる形がつくられてきたのだと思ってこられた。

学校の構造上、どうしても同じ門を通らなければならないため、学校がオートロックにして出入りをチェックしたところ、地域の方の出入りに非常に時間がかかった。

地域の方からは、機械ではなく、警備員を配置して人と人が顔を合わすことによって子どもの安全を守るように変えられないのかと言われたが、学校は、教育委員会の予算で役所の方針に沿って安全対策を講じてきたのである。

- ・ 小学校内の空間は、教室、運動場、プールなどに分かれていることから、どうしても外回りの囲いをしなければならず非常に難しい。

学校は、警備保障会社によって警備されているが、警備のプロの目から見て、気をつけねばならないところや、何か起きたときの安全管理マニュアルについて点検してもらい、学ぶことも多かった。

特に、夜間はいろいろな形で警備保障会社に頼っており、そういった人たちの目を通して職員がつかめなかった部分を見てもらうとともに、さらに学校の安全を考えるという形をとっている。

ただ、神戸という都市の小学校と、郡部の小学校とでは、学校内だけを考えても違うし、学校外も安全対策という点では違ってくると思う。これをこの指針にどう取り込んでいくか気になる。

(部会長)

- ・ とりあえず緊急避難的にどうするか、学校としてどうあるべきか、それを長

い目で見えてどう実現していくのかがうまく意識して書き分けられているか、また、空間の力、人の力、設備の力と自分たちの学校の中でどう組み合わせしていくかを考える必要があるということか。

今は、教育委員会等の指導があってということであるが、長い目を見たときにどう考えていくか。自分たちで考える場をどのようにつくっておくべきなのかということなどについて、何か手がかりを入れておきたいということか。

(C委員)

- ・ 学校安全に関して、これまで文部科学省から、指針やマニュアルのモデルも含めて、いろいろなものが出されている。その基本というのは、学校等及び地域の実情に応じて考えるということで、学校の置かれている立地条件や規模とかいろいろ違うため、最終的には、学校ごとに考えざるをえないということである。学校に任されているところが結構大変なのであるが、それ故に指針とか、指針に合わせて学校ごとのいろいろなマニュアルをつくっていく、それも学校だけでなく、やはり地域の方も入って一緒に活動していくことが非常に重要になってくると思う。
- ・ 学校では、不審者の侵入に備え、ソフト面や、施設の点検・整備のチェックリストのようなマニュアルもつくっておられるが、やはり、保護者の方とか地域の方も一緒に学校を点検するような機会も大事で、指針の基本的な立場として、地域と連携していくということも非常に重要ではないかと思う。
- ・ ソフト面でのマニュアルは結構あると思うが、ハード面でもマニュアルをつくって定期的に点検していくというようなことが必要になってくるので、その辺の視点を少し入れてもらえればと思う。

また、学校周辺の地域の方が学校を見守っているということもあるのでハード面でも地域の方も一緒に考えていくことも大事かと思う。

(部会長)

- ・ この指針は、国公立問わず対象となるのか。

(事務局)

- ・ そのとおり。

(部会長)

- ・ 私学では、地域とのかかわり方も異なるし、通学といっても全然形態が違うので、そういうことも踏まえた共通部分と、学校ごとに考えなければならない部分があるのだろう。
- ・ 指針として、余り細かくなり過ぎるのが必ずしもいいとも言えず、そういうところを全部ひっくるめて指針をつくるということか。

(事務局)

- ・ 例えば、国立とか私立の小学校がこの指針を見て、学校の実情に応じたてどう取り組んでもらえるのかが大きなポイントと思う。ただ、それを余りにも普

遍的なものにするとは何を定めているのかわからなくなる。

(部会長)

- ・ どういうものとしてこの指針を使っていただくか、特に子どもの安全を確保するための学校あるいは通学路に関する指針については、なかなか難しい。何らかの工夫が必要という気がする。そうしないと余りに真正面から受けとめられても少し違うことにもなる。

(E 委員)

- ・ 先ほど神戸市内の学校について説明あったが、私が住んでいるところでは、小学校の防犯対策として、フェンスを180センチ以上にするとか、オートロックにするとかにはなっておらず、兵庫県内すべてがそういう方向に向かっているのかと驚いている。
- ・ 門扉については、地域によって大きく異なると思うが、用事ある者が閉まっている門をサッと開けて入るのが本当の姿と思う。一つの方法として、シルバーの方が増えているので専門的な警備の人ではなく、こういった方に協力いただいて、門の所で常時2名くらい立ってもらい、忘れ物を届けに来た保護者には、「何年何組、 の保護者」といった物を必ず携帯するようにしてもらうことも方法ではないか。
- ・ 私のような立場の者は、地域の地縁団体の者と分るように黄色いリボンをつけているので、インターホンを押すこともなく、立っておられる方には分るので「どうぞ」となる。
保護者にも同じような物があり、それ以外の業者の方は、そこでキチッと把握した上で中に入らせていただくといった感じで、それも「開かれた学校づくり」も含めて進めていけたらと思った。

(部会長)

- ・ 学校や通学路の指針は、いろいろな組み合わせ、選択肢をその地域、学校によってどう考えていただくか、それを指針としてどう表現していくかということだろうと思う。
- ・ それでは、次の住宅と住宅団地の方について、ご意見を伺いたい。

(B 委員)

- ・ 先ほどと同じように、基本的な話になると思うが、住宅形式別、つまり共同住宅であるのか、一戸建て住宅であるのかというような分類とか、住宅と住宅地という、非常にわかりやすい項目立てで構成されており、そのこと自体は理解できる。
- ・ 兵庫県の場合は、地域によって住宅の状況は、全く違っているということがあって、一戸建て住宅といっても多くの種類がある。犯罪との関係というのは、地域との関係と密接にかかわっているので、地域性というか、地域との関係というものをどのように見るかは大事な視点になってくると思う。
- ・ 特に高度経済成長期にできた郊外の住宅地は、建設の効率性とか、機能を重

視しており、当時としては、大変有効なやり方で建設されたわけであるが、管理の問題となると、いろいろ弱いところをたくさん持っている。

住宅地の中での犯罪の発生は、地域とか住宅地のつくられ方が持っている弱さを犯罪発生という形で露呈していくところがあって、そういった地域をどのように再生していくかということが大きな課題になっている。

- ・ そういうところの一戸建て住宅と、市街地の一戸建て住宅と、中山間地域の一戸建て住宅と、これらは一戸建て住宅という分類に属するからこうだというふうには言えないというところがある。従って、もう少し地域とのかかわり合いの中で何か出せないかということ強く感じる。
- ・ その前提として、犯罪発生の実態というか、それが地域ごとに公表されているとか、それもいろんな問題があってどこまで公表できるのかということがあると思うが、そういう犯罪発生実態の地域的な情報ともリンクする形で住宅の安全性を考えていくことが重要だと思う。

そういう意味では、地域情報として実際の犯罪の様子をできるだけわかりやすい形で発信することをセットで考えていただければと思う。

(部会長)

- ・ 兵庫県の場合、一戸建てといっても地域によって全然違うということ、住宅団地もつくられた時期等によって状況が全然違うのではないかといいことで、そのあたりをどうこの指針の中に絡ませていくかである。さらに言えば、ご指摘のあった地域の犯罪状況等を地域で共有した上で、住宅の問題、地域の目という問題をどう組み合わせしていくかというところをうまく書くべきであるというご意見であった。

確かに地域性とか時代性とかいったようなところをどう考えていくのかというのはあると思う。

(C 委員)

- ・ 国交省でも共同住宅に関する設計指針は策定されている。その中では、住宅も新築と既存に大きく二つのグループに分けて、それぞれ書き分けられている。共同住宅や一戸建て住宅にしても、新しい住宅は、住宅の防犯がかなり重視され、配慮されている。

問題は既存の住宅をどうするかである。既存のものを考える場合、どうしても後づけで防犯カメラをつけるとかの設備に依存せざるを得ないということが多くなる。そういう状況もあるが、この場合の指針は、新築住宅にも既存の住宅にも適用するように一本化して検討していくということになっているようだが、それをどこまで書くのか、さっきの学校のことと同じではないかと思う。

(部会長)

- ・ 細かく書くとそれこそチェックリストみたいになり、それをやらなければならないとなると、少し違ってくるということか。

(C 委員)

- ・ 他県では、イラストや写真入りとか、具体的な設計指針というか、マニュアル的な詳しい指針も出ている。どういうものを目指すのかによっても大分変わってくると思う。

(D委員)

- ・ 現実の問題として、建て売り住宅等の業者は、狭い土地にいかにか戸数をたくさん建てるのが最大の課題である。直感的にこの辺が、そういう業者との関連でどう生きてくるのかと疑念を感じた。

(部会長)

- ・ 最近では、防犯設計がしっかりしていることが、セールスポイントになっていることもあり、必ずしもコストがかかるだけという意識ではないと思う。そういう意味では、むしろ既存のものについてどうするかならうと思う。新築の一戸建ても、集合住宅の場合も、それなりに行政的に誘導、指導していくための経験とかが、必ずしも安全・安心以外のところで結構蓄積しているので、そのあたりは余りにしなくていいと思う。むしろ既存のものをどうするのかというところと、安全・安心というのが、今はセールスポイントでそれなりに業者も配慮しているけれども、さっきの学校の話ではないが、これも継続した取組になっていくのかという点は、別の問題として気になるところである。

(A委員)

- ・ 小学校の廊下や教室の窓の高さは110センチぐらいで、それより低いところの多くの学校では、横棒を入れて落下防止の対策をとっている。
- ・ 学校の家庭訪問をしながら気づくことであるが、市営住宅、県営住宅及びマンション等でも、廊下に出て下を見ると、落ちてしまいそうなところが多いように思う。危ないと思って学校側から何かいい対策ないかとは言えるものの、実際の改善に向けては何一つ動けない。また、自治会長に対して子どもにとって危険であることを言ってもやはりできないと返事が返ってくる。
- ・ 以前、子どもが意図的に落とされた事件があったが、最近の子どもたちの身長は高くなっており、学校のトイレの高さも今の子どもからすると低くなっている。今の子ども視点に合わせた安全対策というのは難しい。
- ・ 子どもが痴漢とか不審者によく出会う場所は、エレベーターの中とかエレベーターホールであることが多い。最近の子どもたちは、1人でエレベーターに乗らないよう指導を受けている。子どもたちは、学校の学習で自分なりに身の安全を守る方法を教えられているものの、やはりエレベーターの中は、子どもにとっては安心できる場所ではない。

(部会長)

- ・ 公営住宅等については、どういう状況なのか。

(事務局)

- ・ 手すりの高さ、手すりのすき間は、建築基準法をベースに定められている。

当然のことながら公的な住宅であるので、その基準を守ってつくられている。実際に使用して、何か危険な箇所がある場合、公的な主体が管理するものであれば、その管理者に連絡していただければ必要な対応をさせていただく。

- ・ 先程、ご指摘があったように、民間マンションなどでどこまで対応されているのかについては、かなり難しい面があると思う。ベランダにいろんな物を置くと子どもが登って非常に危険であるとか、そういったことでの事故などもあるという報道などで聞かれる。実際の使い方というか、家庭における指導とか、また学校でも危ない遊び方はしないようにとか、そういった指導などもあわせてしていただきたい。

(部会長)

- ・ 住宅及び住宅団地に関する指針についてもどのようなものとして受けとめられるように書くか、地域特性等を踏まえた差異というのをどこまで意識して書くかといったようなところもご意見が出た。

(B委員)

- ・ 先程、C委員が発言されたように、既に類似のものがたくさんあり、それと同じようなものをつくるということであれば、兵庫県だからこうだということがあるとは余り思えない。ただ、地域性の問題については、もし具体的なデータを含めて何か表現できるのであれば、兵庫県の固有の問題、あるいはオリジナルな情報ということで活用されるだろうという気がする。
- ・ 学校と同じであるが、将来的なビジョンから見て、例えば、これから高齢化が進んでいく中で、地域の見守りサービスなどが非常に大事になってくる。あるいはコミュニティビジネスなども非常に重要になってくる。そういったものを誘導していくことが、防犯性能を高めることと同じ方向になってくるわけで、住宅の造り方だけではなく、もう少し土地利用とか、いろいろなサービスと居住との関係とか、あるいは植樹の関係が関わってくると思う。

そういうものを、防犯性能を高める方向で動いていこうと思われる今後の住宅地とか、あるいは都市の動きというものをもう少し含めていくと、将来に対してある方向性と合致したような形で、防犯の問題もセットで何か対応がとりやすくなっていくのではないかと思う。

(C委員)

- ・ 既に国交省の指針もあり、新築についてはいろいろ安全への配慮はされてきてはいるが、しかし新築と言っても、個々の設計者にかなり依存する部分が多く、設計者自身が防犯環境設計をキチッと理解しているかといえれば必ずしもそうでない部分もあるように思われる。

例えば、四つの原則があって、監視性の確保が1番目にあるが、部屋の中にいて外が見えるように窓を開けるのも監視性の確保の一つの方法で、防犯カメラをつけるというのもそういう方向である。

従って、安易に設備だけに頼った解決の仕方も往々にしてあることから、防犯環境設計への理解を深め、兵庫県下の設計士への啓発も進めていただこうと

思うと、やはりキチツとした指針をつくっておく必要があるかもしれない。

- ・ 指針がどのように使われるのかということに応じて、既にあるものは持ってきたらいいわけであるが、どの程度具体化するかということも、将来指針をどのように使っていくのかによってかなり変わってくると思う。一般の設計指針は、やはりハード面が重視され、ソフト面まで書かれていないと思うが、ここでの案は、最後に意識とか居住者の活動といったところまで少し踏み込んでいるので、そういう面で特色を出そうとしていると思う。
- ・ 必ずソフトとハードを個別に何か書いておくことが大事かと思うし、国の指針ではそこまで書けない部分ではないかと思う。

(部会長)

- ・ それでは、三つ目の深夜営業店舗等に係る指針に移りたいと思う。この指針が対象としているのはコンビニ等か。

(事務局)

- ・ この指針の対象は、深夜に営業しているコンビニとかスーパーマーケットを想定している。ただ、深夜営業店舗といえはいろいろな形態があり、今後、全く新しい形態のものができてくる可能性もある。ここでは、スーパーとかコンビニとか、あえて限定することではなく、いわゆる普遍的に考えられるような、いわば犯罪に遭いにくいようにするための普遍的な位置づけのものと考えている。ただ、主に想定しているのはそういったスーパーマーケット、コンビニなどを代表とする店舗である。

(部会長)

- ・ 少し気になったのは、これまでの二つの指針と同じように、営業形態等によって、あるいは規模等によって、かなり状況が違ってくるのではないかと思う。もちろん、今後どういうものが出てくるかわからないので、ある程度一般的、普遍的に書くというのもわかるが、それと同時に業態とか規模等によってできること、できないこと、あるいはそういうものに合わせて特にこういうところがポイントというようなところで、これもハード的なものとソフト的なものとの組み合わせとか、地域性とか、営業形態、業種とか規模とか、そのあたりを考えながら、どう組み合わせを考えていくかが気になった。

(D 委員)

- ・ 指針の中には、店舗の面積、業種、店の性格によって、この時間帯には、最低限何人配置する必要があるというようなものは入るのか。

(事務局)

- ・ 指針骨子案の「 3 警戒要領」の中で、複数人による勤務体制について書いている。営業形態等によっては、勤務体制が 1 人だけで当然対応できないところもあるので、例えば、店舗面積によって 3 人以上とか細かいところまで想定していないが、従業員は複数人というのが必要ではないかということで、この

指針の中に入れたいと考えている。

(D委員)

- ・ 最近、テレビで見たが、クリーニング店とかでは、サービス過剰のような、ここまでやる必要があるのかということもあるようだが、その辺りの規制がないようなので、そういう点についても訴えるようなものがあったらいいと思う。
我々の立場でこういうことを言うのはおかしいとは思いますが、ここまでやっていいのか、ただ顧客の利便とか言いながらも、利益追求に走り過ぎているのではということを考えている。

(部会長)

- ・ 「第3 その他」のところで触れているように、こういう深夜営業というものが地域に対して持つ意味というのは、プラスの面もあればマイナスの面もあると思うが。

(事務局)

- ・ 直接的な話から少し外れるが、例えば、深夜営業店舗は、その地域において「夜間の安全・安心ステーション」にもなっている。となれば、そこで犯罪が起りやすいというのではなく、犯罪の起りにくいところにならなければならないという考え方もできると思う。一部のコンビニエンスストア業界では、そのような動きをしているところもあると聞いている。

(E委員)

- ・ 深夜営業店舗の「第2 防犯体制」の「防犯責任者」のところに、110番通報要領のことが記載されていることに関連して、子どもの安全を確保するための体制整備の一環として、子どもを守る110番の家(店)があり、その表示をしているが、だんだん色あせて目立たなくなっている。実際に被害に遭いそうになった子どもが飛び込んできたとき、マニュアルもないのでどのように対処するのか分らない。
- ・ 不審者を発見し、子どもたちが飛び込んで来たときに、この指針を活かすことができるのかと感じた。

(部会長)

- ・ 事業所に設置される防犯責任者は、名前だけにならないようにといことは、常に指摘されているところである。

(事務局)

- ・ 子どもを守る110番の家(店)については、警察において地域の実情に応じて見直しされている。防犯責任者の役割についても、自らの店舗内の犯罪防止だけでなく、もう一つの役割として、「近隣居住者との良好な関係保持や協力関係の醸成」に関する取組をしていかなければどうしても名前だけになると思う。

- ・ E 委員から発言があった子どもが飛び込んできたときの対応方法については、防犯責任者の役割を示したマニュアルに当然記載していきたい。

(部会長)

- ・ 次に、道路、公園、駐車場・駐輪場の指針について、ご意見を伺いたい。

(B 委員)

- ・ この指針も他の指針と同じで、指針骨子素案に対して特に異論はない。特に、「第 2 配慮すべき事項」の 4 番目に記載されている「地区住民等の帰属意識・協働意識の向上」のとおり、どれだけ地域の方が管理にかかわっておられるか、愛着が持てるかというところが非常に大事なところだと思う。
実際問題、この指針がどのようにどういう場面でどのように生きるかが問題だと思う。

(部会長)

- ・ 住宅の指針と同じように、指針としてのスタンダードは、確立されつつあるので、そういうものをそのまま持ってくるのなら、それほど議論することもないのではないか。ただ、だれに対して、どういう場面で、どのようにこれを使ってもらうのか、兵庫県として特色、特徴として地域の住民とのかかわりとか、ソフト面のところをどのようにあわせて書いていくか、そのあたりは少し工夫の余地があるのではないかな。
- ・ 県として、条例に基づいて指針をつくるのも大事ではあるが、業界関係等では、類似する指針、共通する基準のようなものも結構あると思うので、そういうものもあわせて考えておく必要があると思う。
- ・ 次回は、今日の議論を踏まえて、もう少し完成バージョンに近いレベルのものを示していただいて、今日の意見がどういう形でどのように表現されているかというところを議論するのが生産的という印象を受けた。

(C 委員)

- ・ 条例に基づく推進計画に数値目標を入れるということであったが、ある程度この指針と関連させて出していけばさらに分りやすくなると思う。

(部会長)

- ・ 推進計画とどういう形で絡み合っていくのかというところについては、指針案の作成にあたって少し意識していただきたい。